



ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」

平成 22 年 8 月 23 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社

(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)

代 表 者 代 表 取 締 役 松 村 明

問 合 せ 先 取 締 役 管 理 担 当 ゼ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー
藤 井 隆 徳

大阪証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 9 日提出の「改善報告書」に関し、「有価証券上場規程」第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日、別添のとおり提出いたしましたのでご報告いたします。

別添書類 : 改善状況報告書

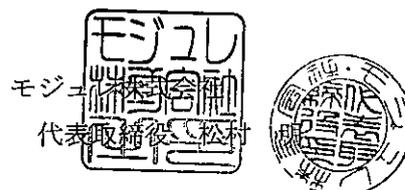
以 上

改善状況報告書

平成 22 年 8 月 23 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 米田 道生 殿



当社は、平成 22 年 2 月 9 日付で提出致しました「改善報告書」に関し、「有価証券上場規程」第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を提出致します。

1. 改善報告書の提出経緯

当社は、平成 22 年 1 月 14 日付で開示した「平成 22 年 5 月期配当予想の修正に関するお知らせ」において期末配当予想を当初（平成 21 年 7 月 15 日）1 株当たり 416 円と予想していたものを、1,174 円に修正する旨の開示を行ないました。

その後、翌 1 月 15 日に「『平成 22 年 5 月期配当予想の修正に関するお知らせ』の一部訂正について」において、配当可能な財務状況に達する可能性が低いことを理由に、無配とする旨の訂正を行いました。

その経緯は、当社は従前より配当性向 25%を基本方針としており、当期末の税引後当期純利益予測が 64 百万円となったことから、純利益の 25%である約 16 百万円を予想配当額とし 1 株当たり予想配当額を計算いたしました。これに伴い、平成 22 年 1 月 14 日付で「平成 22 年 5 月期配当予想の修正に関するお知らせ」を開示致しました。

しかし、開示を行った後、前期（平成 21 年 5 月期）および前々期（平成 20 年 5 月期）の決算訂正の結果、前期末の利益剰余金の額が△316 百万円となり、当期（平成 22 年 5 月期）末において業績予想通りの利益が計上されたとしても、なお配当可能利益の確保ができないことが判明しました。当社といたしましては、当該事実が判明した直後である平成 22 年 1 月 15 日付で「『平成 22 年 5 月期配当予想の修正に関するお知らせ』の一部訂正について」を開示し、前日の開示内容についての訂正を行ったものです。

2. 改善措置

本件に関して、以下のとおり原因究明と問題点の抽出を行いました。

(1) 原因

- ① 当該訂正を行った時期においては過年度決算訂正にかかる業務のため、経営陣ほか IR、財務等の各部門に大きな負荷がかかり、配当可能限度額を超える損失を計上するとい

う想定外の事象に対応仕切れなかった。

- ② 当社は創業期を除き、前期において生じたような多額の当期純損失を計上した経験がなく、かつその想定をしておらず、対応する仕組みがなかった。
- ③ 社内の業績予想は損益計算書が主となっており、業績予想、すなわち当期純利益の変動が純資産額の変動を通じて貸借対照表に与える影響についての検討が足りなかった。
- ④ 配当が可能となる条件（具体的には、配当可能限度額の計算）に対する知識・理解不足があった。
- ⑤ IRを主管・担当する取締役がおらず、責任の所在が不明確であった。

(2) 問題点

- ① 社内におけるIRに対する体制に不足があったこと

過年度決算訂正という一時的かつ特殊な事情があったとはいえ、正確を期すべき外部に公表する情報について、適切な対応を行う為の体制として十分ではなかった。

- ② 財務・法務に関する知識・スキルの不足

創業期あるいは前期を除き、利益が計上された年度は必ず配当を出しており、そうした配当金額の計算においては機械的に当期純利益から計算し、配当可能限度額の検討を行う仕組みが十分でなかったことなど、企業財務・法務に関しての知識やスキルが全般的に不足している。

- ③ IR業務に関する相互チェック機能の不足

IR担当部門の起案者とチェック者が同一であるため、業務の実施・承認といった相互チェック体制が整備されていない。

- ④ IR担当者に対する過度な信頼

IR業務は上場以降、同一の担当者が継続して業務を行っているため知識・スキルが担当者のみに集中し、他の社員が知識・スキルを共有する仕組みが構築されていなかった。そのため、チェックする側である法務部門や代表取締役、あるいは取締役会にノウハウが不足し、チェックが甘くなっていた。

(3) 改善策

上記の原因究明と問題点の抽出により、「改善報告書」に記載した以下の改善策を講じることと致しました。

1) 組織・体制の整備

- ① 開示業務に関する管理体制の強化のための「IR担当取締役」の設置

現在、取締役会に IR を担当する取締役が不在であり、このことが今回の事象につながった一因と考えられる為、IR を所管する取締役を選任することにより、責任の所在を明確にするとともに、取締役会の機能の向上を図ります。併せて、当該取締役は、情報取扱責任者といたします。また、当該取締役の選任については、株主総会決議事項の為、次回定時株主総会において行うものとします。当該取締役には、開示に関する業務の品質を高め、責任を全うするために企業会計に関する業務を経験した人材、たとえば金融機関での勤務や他の企業で財務担当役員を経験した適切な人材を十分に吟味して決定することとします。

② 開示業務の品質向上のための「IR 専任部門の設置」

上記、「IR 担当取締役の設置」に併せ、基本的に他業務を行わない IR 専任部署を設置し、開示の正確性を高めると共に、株主・投資家様へのより開かれた対応等にお応えできる体制をとります。

これは、今回の訂正が発生してしまった原因の一つとして、IR 担当部門が総務など他の業務を兼務しており、他の業務が忙しい場合には IR 関連業務についての時間が制限され、想定外の事象に対応が困難な状況に陥ってしまうためです。また、こうした兼務は責任の所在が不明確になってしまうといった問題や、IR に十分な時間が取れないために、チェックが甘くなってしまおうといった問題もありました。

当社といたしましては、まず早急にこれまで総務等の他の管理業務を兼務していた IR 担当者を他の業務を担当させずに IR 専任とし、またその上職として IR 担当マネージャー1 名を新たに設置、合計 2 名にて IR 担当部門として社内を設置する予定であり、4 月の取締役会にて決議し、組織変更を実施する予定であります。IR 担当マネージャーには、金融機関での勤務経験があり、企業財務や法務に精通した人材を充てる予定であります。

また、今後の業務量を見ながら必要であると判断された場合にはさらなる増員を行う可能性があります。

③ 法令遵守機能、及び会計チェック機能を強化した「監査役会の設置」

当社は、定款上監査役を設置しておりますが、これを強化し監査役会を設置します。尚、監査役会には、法令面からのチェック機能を強化する為に法曹関係者等を、会計面からのチェック機能を強化する為に公認会計士等を含む構成を予定し、更に経営から独立した監査役を中心とすることで、取締役会に対する監査役会の監視機能を強化いたします。

上記監査役会の設置は、次回定時株主総会にて実施する予定であります。

2) 教育強化

① 取締役の IR に対する取組強化

IR 担当取締役が、取締役会において他の役員に対し IR の重要性を周知徹底するとともに積極的に指導・助言することとします。また、当該取締役は業務上の責務として、証券会社や財務コンサルタントなどが主催する外部のセミナーへ参加するなど、財務関連知識およびスキルを最新のものにアップデートすることを義務付けます。

上記の当該取締役のスキルアップのためのセミナー参加については、次回定時株主総会にて選任される新役員（IR 担当）を対象とし、選任以降、四半期に一度以上を目安に実施する予定であります。こうした取締役のスキルアップについては、監査役会にその実施状況を報告し、履行されていない場合は監査役より取締役に対する指摘事項とすることとします。

② 各担当部門の教育

各担当部門においては、所管するそれぞれの業務に関連する実務教育（OJT）に加え、来期より半期に一度、開示に纏わる研修を外部の専門家を講師として招いて実施するほか、社内の専任者を講師として社内講習会を行うことなどにより、開示内容の品質向上を図ります。こうした研修の対象者は、IR 部門、総務部門、財務部門に所属する社員を対象とします。なお、必要に応じて IR 担当取締役も参加することとします。こうした各担当部門の研修の実施状況については、IR 担当役員がその実態を調査の上、取締役会および監査役会に報告し、定期的な検証を行うこととします。

上記社内研修に加え、IR 担当者につきましては、本年 4 月より四半期に一度、外部のセミナーに参加することを義務付けます。また、セミナー参加者は、総務や財務等の関係部門に対してセミナー資料を回覧あるいはメールで概要を報告するなどして情報の共有を図るほか、重要性の高いものについては社内勉強会のテーマにするなど、外部での習得事項を社内において、適切にフィードバックし、また業務に生かせるよう実務を通じて指導を行います。

外部のセミナーについては、IR 業務を行っている会社のディスクロージャー関係の研究会や証券会社・監査法人が不定期に実施している会社法や金融商品取引法、あるいは会計基準や開示規則等の改正に関する解説セミナーなどを対象として予定しております。

3) チェック体制の強化

上記 1) の組織・体制強化により、開示資料の起案とチェックを行う担当者を分離し、常時相互チェックできる体制とします。

4月の組織改変後に、適時開示などのIRを行う際においては、事前に総務や財務等の各担当マネージャーおよび担当者に対して開示資料を打ち合わせやメールにて閲覧させ、開示内容について相互チェックを行うことで、開示についての不足や誤謬を無くすようにします。これまで1名のIR担当者がIR文書を作成していた状況でありましたが、IR担当部門の設置後は、IR部門内における手続きとしてはIR担当マネージャーとIR担当者の2名体制になるため、担当者が起案後、マネージャーが内容をチェックする体制をとることとします。更に、情報取扱責任者が、最終確認を行います。

上記2)の教育強化により、担当者以外にも知識・スキルを共有するとともに、これらのチェック体制の強化をすることで、開示品質の更なる向上を図るものとします。

また、取締役会に諮る必要があるような重要な開示事項については、監査役の同席はもちろんのこと、監査役からの十分なチェックを受けることといたします。

4) 監査法人との連携

従来は、開示において、監査法人によるチェックは決算短信における財務諸表の数値に対するものに限定しており、今回のような配当予想といった開示事項については、監査法人のチェックを受けておりませんでした。

今後は、監査法人の確認や助言を受ける仕組みとその体制を構築するべく、配当予想等の重要性が高く、財務に関連した開示書類については、財務部門の担当者が開示書類の確認を行った後、監査法人の当社担当会計士に対して開示書類を送付し、事前に内容の確認をしていただく体制をとることとします。

3. 改善措置の実施および運用状況

上記の改善策について、以下のとおり実施するとともに、運用を開始しております。

(1) 組織・体制の整備

① 開示業務に関する管理体制の強化のための「IR担当取締役」の設置

当社は、今回の事象を踏まえ、責任の所在を明確にするとともに、取締役会の機能の向上を図るため、平成22年6月28日開催の第11回定時株主総会（以下、定時株主総会）において、IRを所管する取締役（管理担当取締役兼務。以下、IR担当取締役）を新たに選任いたしました。当該取締役は、金融機関の出身者であり、企業会計に関する知識を有しております。また、大阪証券取引所に対し、情報取扱責任者として届出をいたしました。

当該取締役は、IR全般の管理監督体制を強化・充実させる責務を担っております。また、継続的に外部セミナー等に参加することによってスキルアップを図ることを義務付けており、これまでの経験による企業会計に関する知識も生かしつつ、更なる知識・意識の向上に努めます。

② 開示業務の品質向上のための「IR 専任部門の設置」

これまで、IR 担当者は総務等の他の管理業務を兼務しておりましたが、平成 22 年 4 月 1 日付の組織改変で、基本的に他業務を行わない IR 専任部署を設置いたしました。また、当該部門においては、上席マネージャーとして、上記「IR 担当取締役」を充てることにより、合計 2 名体制で業務を行っております。

IR 担当取締役は、前述のとおり金融機関の出身者であり、企業会計に関する知識を有していることから、的確なチェックを行う体制を整えております。また、IR 担当者は、上場時から業務を行っておりますが、これまでに蓄積した経験に加えて、教育強化の施策（(2) 教育強化 に記載）を実施することにより、開示品質を高めてまいります。

また、業務の文書化を推進することにより、当該 2 名が異動等になった場合にも、適切に開示業務を継続できる体制を整えてまいります。当該文書は、当事業年度中に整備することとし、社内のファイルサーバに適切なアクセス権を付与して保管することにより、関係者がいつでも閲覧できる環境を整えます。

この体制を継続することによって、開示の正確性を高めるとともに、株主・投資家様へのより開かれた対応等に取組んでまいります。

③ 法令遵守機能、及び会計チェック機能を強化した「監査役会の設置」

当社は、定時株主総会において定款変更を行い、新たに監査役会を設置するとともに、社外監査役 2 名を選任いたしました。

当該監査役は、弁護士 1 名・公認会計士 1 名であり、法令面のチェック機能及び会計面からのチェック機能を強化することが可能となり、あわせて監査役会による取締役会の監視機能を強化しております。

取締役会に諮る必要がある重要な開示事項については、監査役会にも必ず同報されますので、監査役会によるチェックも受けることとなり、より正確な開示を行う体制を整えております。

また、発生事実に関する開示の場合、時間的な制約がある場合も想定されますが、極力、監査役会のチェックを受けるとし、少なくとも常勤監査役に報告を行うこととしております。

以上、組織体制については、別紙（1）をご参照ください。

(2) 教育強化

① 取締役の IR に対する取組強化

IR 担当取締役は、取締役会において他の役員に対し IR の重要性を周知徹底し、指導・助言をすることとしております。具体的には、自身が参加した外部のセミナーの資料等（後述）を基に説明・解説等を行い、IR の重要性を各取締役に周知しております。

当該取締役には、業務上の責務として外部のセミナーに参加し、スキルアップを図ることを義務付けております。

定時株主総会にて選任の後、本報告書提出時までに参加したセミナーは、以下のとおりです。

セミナータイトル	実施日	時間	講師・主催	出席者
国際会計基準とは？	平成 22 年 7 月 22 日	約 3 時間	アスカ監査法人	IR 担当取締役 (他に IR 担当者、財務担当者)

当該取締役は、上記のセミナーの資料を利用し、平成 22 年 8 月 6 日開催の取締役会において説明・解説を行いました。

また、上記の取組強化については、取締役会の際に実施状況を監査役へ報告しております。

なお、平成 22 年 10 月 23 日以降全 5 回開催（主催：大阪証券取引所）の JASDAQ エグゼクティブ・カレッジに申込みを済ませており、参加する予定であります。

② 各担当部門の教育

各担当部門（IR 部門、総務部門、財務部門）においては、半期に一度、開示に纏わる研修を外部の専門家を講師として招いて実施することとしております。

本報告書提出時まで実施した研修は、以下のとおりです。

研修内容	実施日	時間	講師	出席者
上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方	平成 22 年 7 月 28 日	約 1 時間	公認会計士 (社外監査役)	IR、総務、財務、 営業、営業管理、社内情報システムの各部門 計 9 名

次回は、第 2 四半期中に開催する予定であり、講師は引続き公認会計士である社外監査役に依頼する予定です。

こうした研修は、主に IR 担当取締役及び IR 担当者が情報収集し、社内へメールで案内することにしており、各担当部門だけでなく、他部門の社員に対しても IR に対する理解促進・意識向上のため参加を促すこととしております。

また、社内の専任者を講師として社内講習会を行うことなどにより、開示内容の品質向上を図ることとしております。

本報告書提出時まで実施した講習は、以下のとおりです。

講習内容	実施日	時間	講師	出席者
財務諸表の基礎知識	平成 22 年 4 月 28 日	約 30 分	IR 担当者	IR、総務、財務、 営業、営業管理、 社内情報システ ムの各部門 計 9 名

このような講習は、最低年 2 回行う予定としており、次回は下半期中に実施する予定です。

上記の研修・講習には、IR 担当取締役も参加しております。

なお、研修・講習の実施状況は、IR 担当取締役より取締役会・監査役会に適宜報告しております。

IR 担当者につきましては、四半期に一度、外部のセミナーに参加することを義務付けております。参加したセミナーの資料は、総務・財務部門等の関係部門に対して回覧し、情報の共有を図っております。

本報告書提出時までに参加したセミナーは、以下のとおりです。

セミナータイトル	実施日	時間	主催	出席者
四半期開示の見直し、 独立役員の確保に係る 実務対応等に関する上 場会社説明会	平成 22 年 6 月 2 日	約 2 時間	全国証券取引所	IR 担当者
国際会計基準とは？	平成 22 年 7 月 22 日	約 3 時間	アスカ監査法人	IR 担当者 (他に IR 担当取 締役, 財務担当 者)
適時開示制度の基本知 識・適時開示の現状	平成 22 年 7 月 28 日	約 1.5 時 間	大阪証券取引所	IR 担当者

また、平成 22 年 8 月 30 日開催の「上場会社コンプライアンス・フォーラム（主催：東証 COMLEC 事務局）」に申込みを済ませており、参加する予定です。

セミナー等の資料は、関係部門に回覧するなどして情報の共有を図っており、更に、外部での習得事項を社内に適切にフィードバックし、業務に生かせるよう実務を通じて指導を行ってまいります。前述の社内講習会のテーマとして取り上げ、関係部門の理解を促進するとともに、セミナー受講者が講習を行うことにより、自身の理解も深めてまいります。平成 22 年 8 月 25 日に上記の「適時開示制度の基本知識・適時開示の現状」を取り上げ、講習を行う予定です。

以上の「教育強化」計画は、実施状況を確認するチェックリストを作成し、IR 担当取締役より、取締役会および監査役会へ定期的に報告することといたします。

(3) チェック体制の強化

上記(1)の組織・体制強化を行ったことにより、「IR 担当者による開示資料の起案」－「IR 担当マネージャーによるチェック」という常時相互チェックを行える体制を整えております。

また、総務や財務等の各担当マネージャーおよび担当者に対して、開示内容について打ち合わせやメールで事前検討し、関連部門間での相互チェックを行うことで、開示についての不足や誤謬を防ぐようにしております。

開示資料は、電子ワークフローで申請を行い承認を受ける仕組みとなっており、申請は監査役にも同報されます。更に、情報取扱責任者が最終確認を行う流れとなっております。

重要な開示事項については、取締役会での検討とともに、各監査役からの十分なチェックを受けることにしております。チェックのフローについては、別紙(2)をご参照ください。

また、上記(2)の教育強化により、担当者以外にも知識・スキルを共有し、これらのチェック体制の強化をすることで、開示品質の更なる向上を目指してまいります。

(4) 監査法人との連携

当社は、会社法の大会社には該当しませんが、定時株主総会において定款変更を行い、会計監査人を設置いたしました。当該会計監査人は、金融商品取引法における監査人と同一の監査法人であり、従前以上に密に連携をとる体制を整備済みであります。

重要性が高く、財務に関連した開示書類については、事前に監査法人に対し開示書類をメール・FAX 等で送付し、内容の確認をしていただく体制を整備済みであり、申請時に監査法人による確認が済んでいる旨を記載することにいたしました。また、普段から相談・確認を行い、専門的見地に立った意見を求め、適切な助言を得ることにしており、開示内容の不備をなくす努力をしてまいります。

(5) 発生事実に関する開示

発生事実に関する適時開示については、各部門が把握した情報は、発生後直ちに上席マネージャー及び情報取扱責任者に報告されます。情報取扱責任者は、発生事実について開示の要否の確認を行い、開示が必要と判断した場合には、IR 担当者に開示資料の作成を指示し、別紙（2）のフローに従い開示内容のチェックを行います。

また、事故・災害等の緊急事態においては、リスク管理規程に従い、代表取締役をリスク統括責任者として緊急事態対応体制をとり、情報はリスク統括責任者に集約することとし、リスク統括責任者が情報取扱責任者に適切な指示を行います。

4. 改善措置に対する当社の評価と今後の取組みについて

当社は、以上のとおり、「改善報告書」に記載した改善策について予定通り実施し、再発防止に向け取り組んできたものと認識しております。

今後につきましても、適時開示の重要性に対する認識を一層向上させ、引続き改善策を着実に実行していく所存であり、同様の事象が発生しないよう、社内管理体制の更なる充実に向け、真摯に取り組んでまいります。

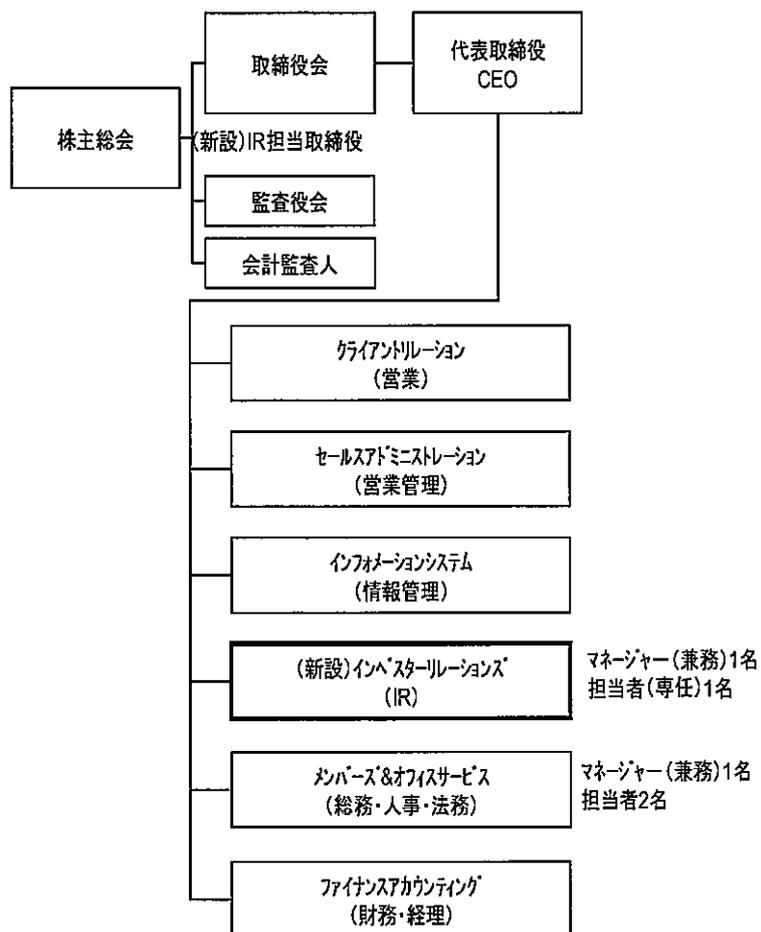
この度は、株主、投資家の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深く反省し、信頼回復に向けて、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に全役職員が一丸となって尽力してまいります。

以上

別紙（1）

現組織図

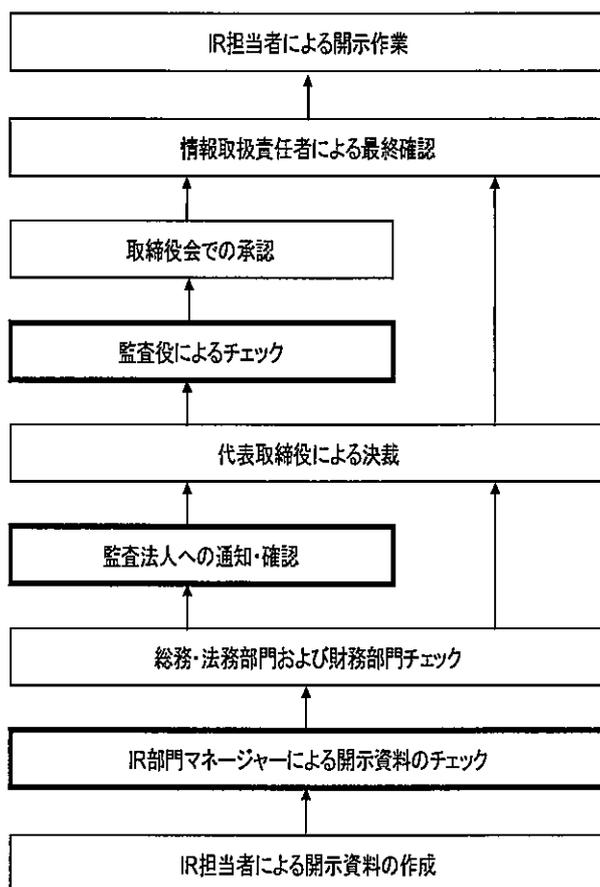
平成22年8月23日現在



別紙（２）

IR関連チェックフロー

平成22年8月23日現在



*重要性が高いものについては、監査法人への通知・確認、および監査役によるチェック、取締役会での承認を要することとした。